

○小川村おたふくかぜ予防接種費用助成金交付要綱

令和2年3月23日要綱第2号

小川村おたふくかぜ予防接種費用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幼児期に流行のおそれがあるおたふくかぜを予防するため、おたふくかぜ予防ワクチン接種費用を助成することについて、小川村補助金交付規則（昭和52年3月31日規則第2号）（以下「規則」という。）に定めのあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成対象者は、村内に住所を有し次の各号のいずれかに該当する者の保護者とする。

- (1) 接種日において満1歳の幼児
- (2) 小学校入学1年前の児童

(助成する接種回数)

第3条 接種回数は、満1歳の期間に1回、小学校入学1年前の期間に1回とする。

(助成金の額)

第4条 この助成金の交付額は、医療機関へ支払った予防接種料（消費税を含む。）とし、1回当たり10,000円を上限とする。

(助成金の交付申請及び請求)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小川村おたふくかぜ予防接種費用助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要書類を添えて村長に申請するものとする。

(助成金の交付)

第6条 村長は助成金の交付申請を受理したときは、内容を審査のうえ、これを適当と認めたものに対して助成を行うものとする。

(交付の制限)

第7条 申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付を行わないものとする。

- (1) 第2条に規定する対象者としての要件を欠いたとき。
- (2) その他、村長が適当でないと認めたとき。

(助成金の返還)

第8条 村長は、助成対象者が虚偽又は不正な申請により助成金を受けたときは、助成金の全部又

は一部を返還させることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。